

佐渡市 景観計画を 策定

お問い合わせ
市役所建設課(都市計画係)
☎63—5118

市では、景観計画と景観条例を平成22年4月1日から施行開始します。今後は次の行為についての届出が必要となります。

- ・建築物や工作物の新築・改築、土石や廃棄物の堆積、土地の形質の変更など、景観に影響を及ぼす行為について
- ・現在建っている建物や建設中のもの

退職によってお住まいを失った方や、失うおそれのある方へ、 住宅手当を支給します

退職者であって、就労能力および就労意欲がある方のうち、賃貸住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、住宅手当を支給します。あわせて、就労支援を実施し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

対象者

2年以内に退職し、退職によって住居を失ったか、または失う恐れのある方

支給要件

- ①原則収入がないこと
- ②預貯金が一定額を超えていないこと
- ③就職活動意欲があり継続的に就職活動を行うこと

などの要件を全て満たす方

支給額

単身世帯:上限月額2万8000円
複数世帯:上限月額3万6400円

支給期間 最長6か月間

申込み 申込み書類は市役所社会福祉課、各支所・行政サービスセンターの窓口にあります。

お問い合わせ 市役所社会福祉課(援護係) ☎63—5113

は届出の必要はありませんが、将来外観を修繕する時に必要となります。事前相談を受付けていますので、お問い合わせください。

景観計画区域・基準・行為の届出などの詳細内容は、各戸配布の「景観計画策定のおしらせ版」、市建設課・各支所・行政サービスセンターで縦覧している景観計画図書のほか、市ホームページをご覧ください。



不法投棄監視員 募集

お問い合わせ
市役所廃棄物対策課(企画業務係)
☎63—5140

市では、「環境の島 エコアイランド」を提唱し、市民の皆さまからご協力をいただきながら環境美化に努めています。しかし、不法投棄は少なくなるとはいえ、依然として後を絶たず、解消されていないのが現状です。不法投棄等の発見・回収やクリーンアップ作戦等に積極的にご協力いただける不法投棄監視員を募集します。下記によりご応募ください。

募集人員 20名

任期 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間

主な職務

不法投棄の巡視(月2回程度)と報告・提言/不法投棄物の回収・処理に対する協力/清掃美化活動の推進 など

応募資格(平成22年4月1日現在で次の項目すべてに該当する方)

・市内に住所を有する方

・満20歳以上の方

・普通自動車免許を保有し、移動手段を有する方

・平日に活動時間を確保できる方

・不法投棄物回収作業に協力できる方

・応募方法 市役所廃棄物対策課各支所・行政サービスセンターに申込書がありま

す。必要事項を記入し、提出してください。

・応募期間 2月10日(水)~25日(木)

・選考方法 応募いただいた申込書類を選考の上、全員に文書にて結果を通知します。